

おおなん

農業委員だより



目次

農業委員の選挙定数削減について… 2	赤そば栽培…………… 6
呂南町の農業振興に関する建議… 3	もっと大豆をつくろう…………… 6
農を守る人たち…………… 4	活動報告…………… 7
農業生産法人紹介…………… 5	今年度提出した意見書…………… 8



会長
田中正規



年頭のごあいさつ

平素より農業委員会の活動にはご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

昨年においては、天候不順による農作物の不作のみならず、米の価格の下落は農家にとって大変な問題でした。また、TPPの問題についても、食糧の安全保障、自給率の低下、地域経済の崩壊、環境破壊など、とうてい許すことの出来ないものであり、当委員会としても意見書を提出いたしました。

また、新しい耕作放棄地対策の活動として、赤そばの栽培を田所地区の国道沿いにて実施しました。景観作物としても良いと思います。さて、三月には農業委員の改選が行われます。農家戸数、農業従事者、面積及び農地法審査件数の大幅な減少を考え、農業委員会内に小委員会を設置し定数削減について議論をし、結論として削減して選挙を行うことに決定しました。

内外に山積みされた課題に取り組みするためには、さらなる皆様方の一層のご尽力、ご協力をお願いし、年頭のごあいさつといたします。

農業委員会の選挙による委員定数改正

21名から16名へ削減

邑南町農業委員会では、近年の農家戸数、農業従事者、農地面積の減少に加え、町内の法令業務の減少などの事情から、今年3月に行われる農業委員の改選に向けて、平成22年6月より『農業委員の定数に関する小委員会』を設置し、適正定数について話し合いを進めてきました。

農地面積、農家戸数の減少に関するデータや、他市町村における農業委員の定数などの比較により、「現行の21名から16名へ定数を削減する」として邑南町議会12月定例会において条例改正(案)が提出され、満場一致で可決されました。

これにより、次回(平成23年3月)の一般選挙から適用されます。

また、これに際し、議会からは町民への周知の徹底、農業委員会の活力向上、農業委員の待遇改善、事務局体制の強化などの要望が出されました。

農業委員会の待遇改善、事務局体制の強化については、先般、町長へ「農業委員会の体制整備・強化のお願い」(P. 8参照)として要望書を提出しており、今後も検討していくこととしております。

また、農業委員会の活力向上に向けて、下記の目標を掲げて活動に取り組んでいきたいと考えております。

十二月議会で
可決

【今後の活動目標】

1. 広報活動の充実
2. 多様な担い手への利用集積の推進
3. 地産地消の推進
4. 遊休農地の解消・耕作放棄地の未然防止

邑南町の農業振興に関する建議

政権が交代し、これまでの大きな規模の農家しか対象にしない政策から多様な農家を担い手とする政策に変わりつつありますが、地域の実情に合わない戸別所得補償制度やこれまでの産地づくり交付金が大幅に減額される水田利活用自給力向上事業など農家の思いと違ってきています。また地域と地域農業を崩壊させる日米FTAを推進するなど農家の心配も大きくなっています。農家の生産意欲の

湧く、元気のでる農業振興策を求めます。

以上、農業委員会等に関する法律第6条第3号の規定に基づき建議します。

平成22年6月15日

邑南町長 石橋良治 様

邑南町農業委員会

会長 田中正規

1、米づくりを守るために

- ① 米の補償基準を地域の実情にあったものに改善するよう国に働きかけること。
- ② 必要のないミニマムアクセス米は、削減、中止を政府に働きかけること。
- ③ 農村、農業を崩壊させる日米FTA、日豪FTA交渉をすすめないよう政府に働きかけること。
- ④ 町の美味しい米を生かした販路、その利用（米粉など）の研究をすすめること。

2、田んぼを守り、有効活用するために

- ① 転作の特産として振興してきた白ネギやナスなどの助成を減額しないよう要請すること。
- ② 飼料用稲、WCS（ホールクロップサイレージ）を大型だけでなく、小型も導入し、和牛農家も利用できるようにすること。飼料用稲、飼料用米の作付けが大幅に増えるため、それに見合った需要が必要になります。

3、地産地消の推進のために

- ① 地産地消の面からも、地域の親がつくったものをたべて子どもたちが成長していくという農と食の関係からも、学校給食の完全米飯化を実現すること。
- ② 地元の酪農家が生産した牛乳が、学校給食で飲めるようなシステムをつくり、実現すること。

4、有機農業の推進のために

町としても有機農業の推進の具体化をすすめ、「有機農業の町づくり」をすすめること。

5、農地の保全のために

- ① 遊休農地発生の原因を明らかにし、その解消に力をいれること。
- ② 生産意欲を減退させている有害鳥獣の対策の拡充、捕獲補助金の増額を図ること。
- ③ 町単の小規模生産基盤事業を拡充、強化すること。

6、地域と農を守る後継者を確保するために

次代の地域の農業の担い手、後継者をつくりだすため、地域に合った研修制度、農業をやりたい人の受け入れ制度など農家とともに研究すること。



農を守る人たち

◆Uターンで頑張る◆

【羽須美地域 下口羽地区】

谷岡良昭さん



谷岡さんは、これまで広島県内の大手の工場で働いていました。その間も農繁期には田舎に帰りお父さんの手伝いをしていました。その時々に見る年を重ねる父親の姿に、「このままではいけない、どうにかしなくては」という気持ちに日に日に強くなってきたので、定年を少し残してUターンしました。

「これまで父親が大切に守ってきた農地を自分の代で荒らすことはできない。また、この美しい自然を後世につなぐことが自分の仕事であると思っています」

就農にあたっては自作地だけで

は足りないもので、役場や知人に相談するとともに、自分で休耕田を探したり、高齢で稲作に困っている方の話を聞いて歩く努力もしました。

昨年の作付面積は約二・三haです。初めての年に猛暑も重なってか、昨年の出来には不満も残るが、今年もまた少し増やしていきたいです。

当分の間は父親がやってきたように稲作一本でやっていき、自信がついてきたら他の作物も加えていきたいと思っています。

◆伝統芸能と共に歩む◆

【石見地域 特定農業団体】

鹿子原営農組合

鹿子原集落は、原山山麓、矢上の中心部から南東二kmに位置し、集落内に香木の森公園やニューピオーネ、サクランボが農園を有しています。

昭和四十年代のほ場整備で「農業機械共同利用組合」として活動してきましたが、米価の低迷など個々の営農にも限界が出てきたことなどから平成九年一月に「営農組合」を結成。県・町の補助事業を導入し機械整備を進めてきました。

現在では水稻で育苗から出荷ま

で一貫した取り組みを行っていません。集落四十三戸すべて組合員で水田面積は約三十ha弱、ほぼ完全オペレーター方式で現在組合が作業受託している面積は十三ha、申出があればいつでも受託できます。

中山間直接支払制度は最も重要な役割を占めており、第一期の五年間は全額機械施設の整備に充て、以後は半額を共同取り組みとして維持費に充当しています。農地・水・環境保全対策にも取り組みでおり、エコ米の生産や毎年先進地視察なども行っています。



我が集落は伝統芸能「虫送り踊り」を伝承してきており、これも全戸保存会会員として、集落のましまりを創りあげてきています。また、和牛の放牧にも取り組んでおり、活気に満ちた集落といえます。今後の課題は、こうした活動を

通じて集落の活力をいかに継続、発展させていくか。やはり日本社会の根源は農村社会であり、農業の発展といえます。稲作農業の安定に向けて行政への期待は大きいですが、我々地域においても営農組合を中心に前向きに活動を続けていこうと酒を酌み交わしながら大いに議論をしてはいるものの、やはり後継者対策は最大の課題といえます。

法人化に向けての議論も、営農にかかる経費を極力削減し、個々の農家による営農を支えていくという現在の方式をいつまで続けられるか、今後検討していかねばなりません。

にぎやかに子どもの声のする地域社会の構築に向けて頑張ります。



農業生産法人紹介

農事組合法人森実AA（石見地域中野地区）



今年で設立五年目を迎えた森実AA（上田正徳組合長）です。「AAというのは何の意味？」とよく聞かれます。アグリカルチャー（農業）+アソシエーション（組織）というのが元の意味ですが、「エイ・エイ」という音の響きには「栄」、「永」、「良（ええ）」など、なんとなくよさそうな言葉が多いので、そのまま縮めて森実AAが法人の名前になりました。

法人の前身となった集落営農は平成三年にスタートしましたので、いつの間にか二十年がたちました。

○法人の特徴

私たちの法人は組合員全員が昼間務めを持つサラリーマンです。作業をするのは週末や平日の夜になることが多いので大変な面もありますが、みんな若いので直播のような新技術への取り組みや、飼料用米、大豆栽培などの食料自給率向上にも取り組んできました。

○組合のモットー

効率化、省力化による生産性の向上と高品質で安全、安心の農産物づくりを目指すこと。細かなことにとらわれないおおらかな人間関係を大切にし、「二分、二分を言うまいで」が合言葉。

○構成員

組合員十五人、理事七人、監事二人

○経営規模

〔水稲十・四ha〕
コシヒカリ七・四ha
（うちハーブ米六・八ha）
ハナエチゼン〇・九ha、きぬむすめ 一・二ha
ヒメノモチ〇・九ha
〔大豆〇・四ha〕
保有米、縁故米をのぞいて全量農協出荷です。

○施設・機械

倉庫・乾燥調製施設二棟、トラクター二台、田植機（六条植）一台、防除機一台、コンバイン二台、乾燥機三台、籾摺り機二台、選別機二台、精米機一台、自走式草刈り機二台

○今後の目標

・生産から加工・流通販売までを含めた経営の六次産業化
・女性、高齢者の労働力の有効活用



表紙写真の説明

（写真上） 田所の方々と協力して赤そばの種を播種しました。
（写真下） 畑一面に咲いた赤そばの花。
（詳細は六頁）

遊 休 農 地 対 策

農業委員会として取り組んだ

「赤そばの栽培」

益田市吉賀町の「そば」が赤やピンクの花を咲かせていることを新聞・テレビで見るとなると、邑南町でも遊休農地、減反対策になればと思います。農業委員会では邑南町田所地区内に「赤そば」四kgを七月三十一日に播種しました。暑い日が続き発芽を心配しましたが、九月には赤やピンクの花をつけ、道行く人々の目を和ませました。



そばの収穫風景

猪の被害も受けましたが、台風もなく十一月七日に収穫し、約二十kgの種子がとれました。

「赤そば」は、白い花の「そば」より種子代が高く、貴重な種子を増やすことが出来ました。

平成二十三年は邑南町内で赤やピンクの花が見られると思います。このそばは、花の美しさだけでなく、コシが強く美味です。播種は八月上旬が良いようです。



もっと大豆をつくらう 小規模栽培でも

楽になつた

これまで種まきや苗移植、刈り取り、脱粒、選別など手作業に頼っていた大豆の栽培。この手間のかかる諸作業が大豆栽培の取り組みのネックになっているとして、農

業委員会では「建議」で、大豆栽培を増やすために、誰でも使える、小規模な栽培に対応できる機械の導入を要望、農民連邑南農民センターも同様な要求を出し、町に導入を強く求めていました。



機械による苗の移植

今年、要求が実現し、播種機や苗移植機、刈取り機、脱粒機、選別機が導入されました。

高原地区では、流田集落を中心に大豆生産グループが作られ、栽培を増やしました。

苗移植機での植え付け、小型ビーンハーベスタによる刈り取り、脱粒機での脱穀。天日乾燥後の選別機による選別。これまでの

手作業で苦勞していた作業が嘘のように楽に出来るようになりました。機械を利用した農家からは「これならもっと栽培を増やしてもいい」の声が。

『畑の肉』『畑のミルク』といわれ、良質な植物たんぱく源として、豆腐や味噌、醤油などの原料として、日本型食生活にはなくてはならない健康食品・大豆。しかし日本の自給率はたったの五%。町内での生産をもっと増やして、加工品の町内産大豆の割合をアップさせ、また家庭でもその家ならではの加工品を増やしたいものです。機械の管理、運営はアグリサポートおおなんです。



刈取り機(左)と脱粒機(右)による収穫作業

活動報告

◎地産地消鍋を 実施しました

三月二十八日に道の駅瑞穂で地元の農作物を使った野菜満載の地産地消鍋を販売しました。



その日は日曜とあって人出も多く、用意した大鍋約二〇〇食分は瞬く間に完売となり、食べた方々は「こんな寒い日はとても暖まって元気が出る」と喜んでいました。



◎石見地域農業視察

今年度は石見地域の視察で、十月に、まず香木の森を訪れ、クラフト館を中心に見学し、最後に香木の森研修生と意見交換を行いました。

次に有限会社はらやまのハウスブドウ園を見学しました。見学したときは時期はずれでブドウはありませんでしたが、収穫後の管理などの話を聞きました。

ハウス切り花栽培の小林利通さんは、通年トルコギキョウ等を栽培しています。

最後に、親子二代に引き継がれている大屋光宏さんのハウス野菜栽培を見学しました。キュウリ、トマト、ほうれん草などを栽培しています。

小林さんも大屋さんも、それぞれ販売ルートを工夫し、独自有利販売をしています。



◎第十三回全国農業担い手 サミットinしまねに参加 しました

今年のサミットは、「農で創る人の絆と地域のかゝり神話の国で語らう緑の集い」をテーマに開催されました。



現地見学の様子(星ヶ丘)

邑智地域交流会は十一月九日に「山・川・地域にある資源を活かした農業と集落の維持と地域を守りながら新たな挑戦」をテーマとして県外者六十六名の方が参加し、三コースに分かれての現地見学の後、地元関係者三十一名を含めて「いこいの村しまね」にて情報交換会が開催されました。

◎農地の利用状況調査

改正農地法で、遊休農地対策の強化として、全ての田、畑を対象とした農地の利用状況調査の実施が定められ、邑南町農業委員会でも十一月を農地パトロール月間として、町内二〇〇の集落から農業推進員、行政連絡員などの方々に協力いただき調査を実施いたしました。

調査によって得た結果を農業委員会でも検討し、今後は重点地域を設定し遊休農地改善へ向けて対策を図っていきます。



『TPP反対』

臨時総会で意見書可決

十一月十二日、APECまでに反対を表明しようと開催された臨時総会で「TPPへの協議開始、参加に反対する意見書」を全会一致で可決しました。

意見書は、「菅首相は『協議開始』を決め、反対の声が強まるなかでもあくまで進めようとしている。TPP（環太平洋経済連携協定）による関税撤廃の完全自由化で、安い海外農産物が大量に輸入され食糧自給率は四十%から十四%になる。米も一割しか生き残れず、農業と地域が崩壊され、到底独立国とは言えない状況になる。」と指摘。また、「〔農業など一次産業〕一・五%のために、九八・五%を犠牲にするのか』の原外相の発言は、農業の果たしている国土保全や水資源涵養などの多くの役割を理解しないもので許されない。政府も目指している自給率向上とTPP参加は両立せず、世界で九億人以上が飢餓で苦しむなか、これまで以上に食料を買いあさることは許されない。いま大切なのは食料

主権を保証する貿易ルールをつくり、農業を再生させ、自給率を上げる政策をすることだ」として、「農業が基幹産業の邑南町は、農業の崩壊は即地域の崩壊につながる。農業を続け、地域を守り、暮らし続けていくためにも、TPPへの参加に断固反対し、協議開始にも反対する」と明確に表明しています。

『米価の下落対策とれ』

意見書可決

九月の定例総会で、「価格の暴落に歯止めをかけ、再生産できる米価を求める意見書」を全会一致で可決しました。

意見書では、「生産費を大幅に下回る米づくりを余儀なくされている中、更なる下落は日本農業の土台の稲作の存続を危うくする」として、以下のことを求めています。

- 一、米価の下落対策をとり、再生産できる米価に。
- 二、緊急に「過剰米」を買い上げ、需給のバランスをとること。
- 三、古々米など食用に適さない米は、飼料用にまわすなど適切な対策

を。

- 四、「米過剰」の大きな原因のひとつである、必要のないミニマムアクセス米は削減、中止すること。
- 五、米の消費拡大のために、可能な限りの対策を。

農業委員会の体制整備・

強化のお願い提出

一昨年に農地法等が一部改正されました。それは、わが国の食糧供給（自給）力を強化するために、その基礎的な資源である農地等を確保して効率的な利用の促進を図るとともに、転用規制を厳格化する一方で、貸借規制の緩和によって幅広く農業参入を認めようというものです。

この改正によって、農業委員会が担う業務と役割が質量ともに増大しており、当委員会でも新たな農地制度の適正かつ円滑な運用に向け、事務局体制の整備・強化のお願いとして、九月一日に全国農業会議所、島根県農業会議両会長と連名で提出しております。

米価が大暴落。米つくって、メシくえねーの状態はどう考えてもおかしい。多くの農業団体が求めていた過剰米の買い上げや暴落の対策は実施せず、必要のない米の輸入も止めようとしない政府。

農家が打撃を受けている時、それに追い討ちをかけるように、急浮上したTPP。菅首相は、「協議を開始」を表明し、財界やアメリカの圧力で参加の方向に舵を切っています。TPPは農業と地域を崩壊させます。この地域で暮らし続けていくためにも、食料主権の旗を高く掲げ、「地域と地域農業を守ろう、TPP反対」の声と運動を一緒に大きくしましょう。

編集後記

